

一般社団法人洗足会 入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条及び第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 この法人の会員として入会しようとする個人又は団体に対しては、この法人の会員2名の推薦を得て理事会の議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。

2. 正会員の入会にはこの法人の正会員2名の推薦を得て理事会の議を経て定める入会申込書の提出を求めることとする。
3. 第1項及び第2項の入会申し込みに対しては、定款に定める基準により理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
4. 正会員に相続が発生した場合において、その正会員の相続人が入会する場合には、第1項に規定するこの法人の正会員2名の推薦なく、入会申込書を提出できるが、定款に定める基準により理事会において入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2. 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から理事会が別に定める変更届の提出を求める。
3. 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 入会金及び会費の金額及び納期に関する細則は、定款第7条により総会の議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

第5条 会員は、書面での退会届を提出して、任意に退会することができる。

2. 定款第10条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3. 第1項及び第2項により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2. 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。
ただし、退会の際未納の入会金及び会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めないこととする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附則

1. この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
2. この規程は、一般社団法人洗足会の設立登記の日から施行する。